

令和3年2月市議会総務委員会資料

所管事項調査 ②

【目次】

| | ページ |
|--|------|
| 1 余裕期間制度の導入について…………… | 1 |
| 2 令和3年度地方税制改正に伴う長崎市税条例 及び長崎市都市計画税条例の改正について…………… | 2～10 |

理 財 部

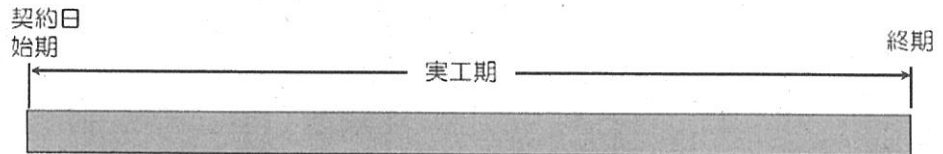
令和3年2月

1 余裕期間制度の導入について

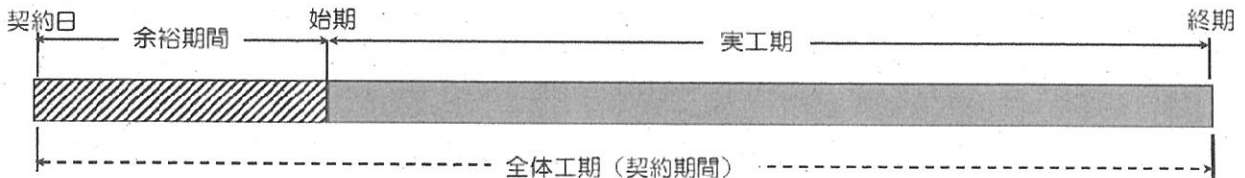
(1) 概要

余裕期間制度とは、受注者が建設資材や建設労働者を確保できる余裕期間をとることで、受注者側の観点から技術者の配置や工事施工の平準化に繋げることができる制度である。余裕期間は、契約締結から工事の始期までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者や資材等の手配など現場に入らない準備が可能である。

【現 行】



【制度適用工事】



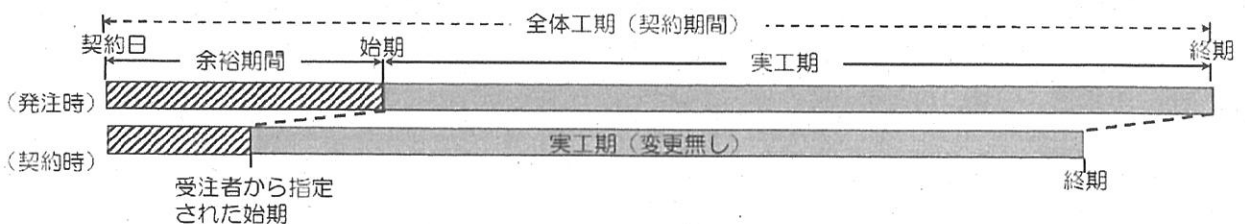
余裕期間（国土交通省の例による）

- ①実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で設定
- ②現場代理人、主任（監理）技術者の配置不要

(2) 余裕期間制度の具体的内容

| 方 式 | 発注者指定方式 | ※任意着手方式 |
|-----------------|--|-------------------------------|
| 定 義 | 発注者が始期（工事開始日）を指定 | 受注者が始期（工事開始日）を余裕期間内で指定 |
| 対 象 工 事 | 河川工事での6月等の出水期、観光シーズン等施工時期が制限される工事 | 発注者指定方式以外の工事 |
| 始 期 （工事の開始日） | 発注者が指定 | 発注時の余裕期間の範囲内で受注者が始期（工事開始日）を指定 |
| 余裕期間における準備等 | 現場に搬入しない資機材の購入、労働者の手配、下請負人との契約、施工図の作成、数量計算書等の確認はできるが、現場事務所の設置、資機材の現場への搬入、現地での準備工（試掘、樹木伐採、除草、仮設工事）等はできない。 | |

※任意着手方式



2 令和3年度地方税制改正に伴う長崎市税条例及び 長崎市都市計画税条例の改正について

| 税目 | 改正事項 | 内容 | 施行日 |
|---------------------|----------------------|---|------------------------|
| ポストコロナに向けた経済再生に伴うもの | | | |
| 個人市民税 | 住宅ローン控除の特例の延長等 | 控除期間13年の特例期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得1,000万円以下の者について面積要件を50㎡から40㎡に緩和し、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。 | 令和3年4月1日 (R4年度課税より) |
| 軽自動車税 (環境性能割) | 環境性能割の臨時的軽減の延長 | 自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 | 令和3年4月1日 (R3年度課税より) |
| 固定資産税 都市計画税 | 土地に係る負担調整措置の継続 | 据置年度における土地の評価額の下落修正ができる特例措置及び現行の負担調整措置の仕組みを令和5年度まで継続 | 令和3年4月1日 (R3年度課税より) |
| 固定資産税 都市計画税 | 土地に係る負担調整措置(R3のみ) | 令和3年度限りの措置として、税額が増加する土地の令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする特別措置を講ずるもの。 | 令和3年4月1日 (R3年度課税より) |
| グリーン社会の実現に伴うもの | | | |
| 軽自動車税 (環境性能割) | 環境性能割の税率区分の見直し | 燃費性能に優れた軽自動車の普及を促進するため、税率適用区分対象車の割合を現行と同水準としつつ、燃費性能に関する要件を見直す。 | 令和3年4月1日 (R3年度課税より) |
| 軽自動車税 (種別割) | 軽種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し | 燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る)の普及を促進するため、グリーン化特例(軽課)について見直し、適用期限を2年間延長する。 | 令和3年4月1日 (R4年度課税より) |
| デジタル社会の実現に伴うもの | | | |
| 個人市民税 | 源泉徴収関係書類の税務署長の承認廃止等 | 「退職所得申告書」「扶養親族申告書」については電子提出をする場合、納税地の所轄税務署長の承認を不要とするもの。 | 令和3年4月1日 (R3年度課税より) |
| 個人市民税 | 特別徴収税額通知の電子化 | 特別徴収税額通知について、特別徴収義務者が求めた場合、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付する。 | 令和6年1月1日 (R6年度課税より) |
| その他 | | | |
| 個人市民税 | 国外居住親族の取り扱いの見直し | 「扶養控除」について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を除くこととされ、非課税限度額について、扶養控除の取扱いと同様とする。 | 令和6年1月1日 (R6年度課税より) |
| 個人市民税 | セルフメディケーション税制の見直し | 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化した上で、適用期間を5年間延長する。 | 令和4年1月1日 (R4年度課税より) |

令和3年度地方税制改正に伴う長崎市税条例及び 長崎市都市計画税条例の改正について

1 ポストコロナに向けた経済再生に伴うもの

(1) 個人住民税における住宅ローン控除の特例の延長等（市税条例附則第6条の3の2）

控除期間13年の特例期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得1,000万円以下の者について面積要件を50㎡から40㎡に緩和し、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

（施行日：令和3年4月1日 令和4年度課税より適用）

| | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) |
|---|---------------------------|-----------------------|---|-----------------------|
| 【改正案】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長 | (10月1日) 税率引上げ (10%) | | R2年10月から R3年9月末まで*に契約 *建売などはR2年12月から R3年11月末まで | R4年末までの入居 控除期間 13年 |
| コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化 | | R2年9月末までに契約 | R3年末までの入居 控除期間 13年 | |
| 消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間 | | R2年末までの入居 控除期間 13年 | | 面積要件 ⇒ 50㎡以上 |
| 住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置 | 平成26年 4月入居～ | | R3年末までの入居 控除期間 10年 | |

面積要件 ⇒ 40㎡以上
※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下

【影響見込額】 令和4年度 ▲1,309千円（減収分は全額国費補填）

(2) 軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減の延長（市税条例附則第13条の2）

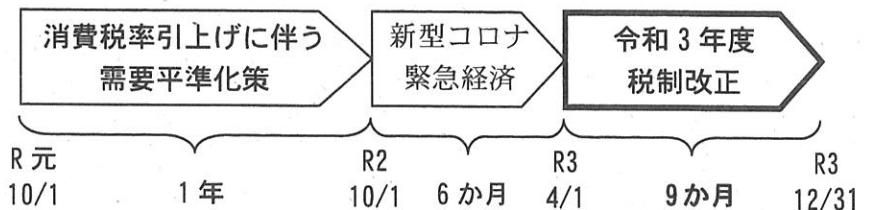
自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

（施行日：令和3年4月1日 令和3年度課税より適用）

【税率の軽減】

| 税率 | 臨時的軽減 |
|-----|-------|
| 非課税 | 非課税 |
| 1% | 非課税 |
| 2% | 1% |

【軽減の期間】



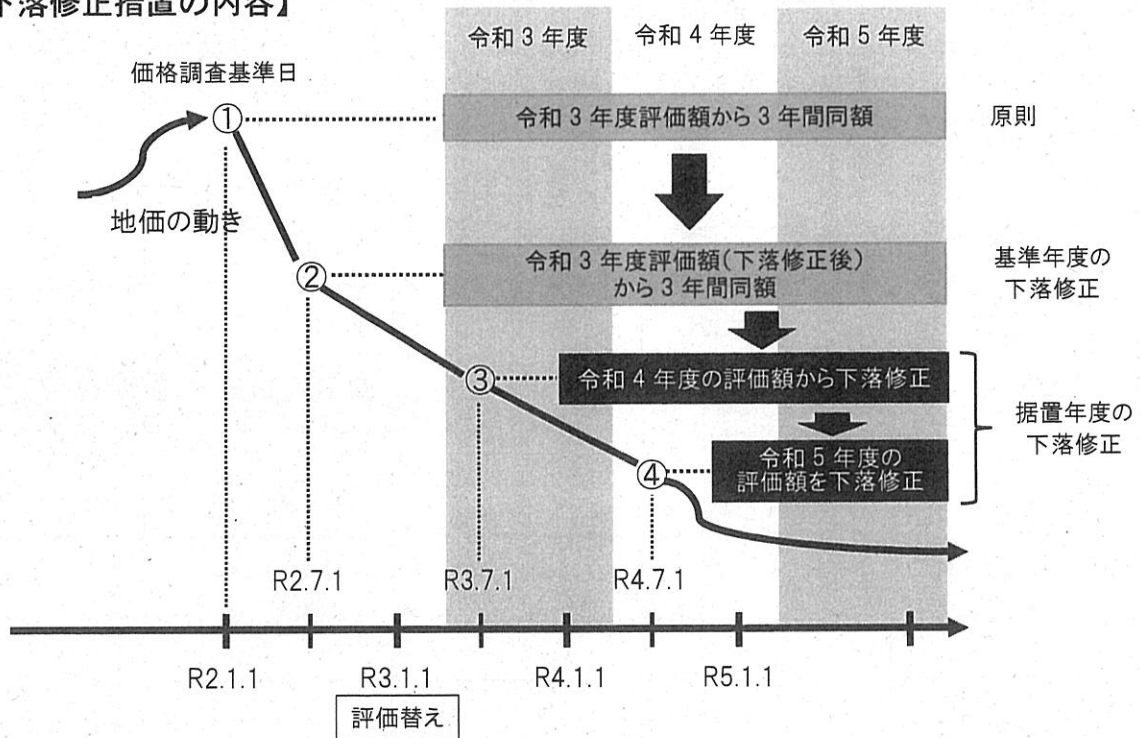
【影響見込額】 令和3年度 ▲12,448千円（減収分は全額国費補填）

(3) 固定資産税及び都市計画税における負担調整措置

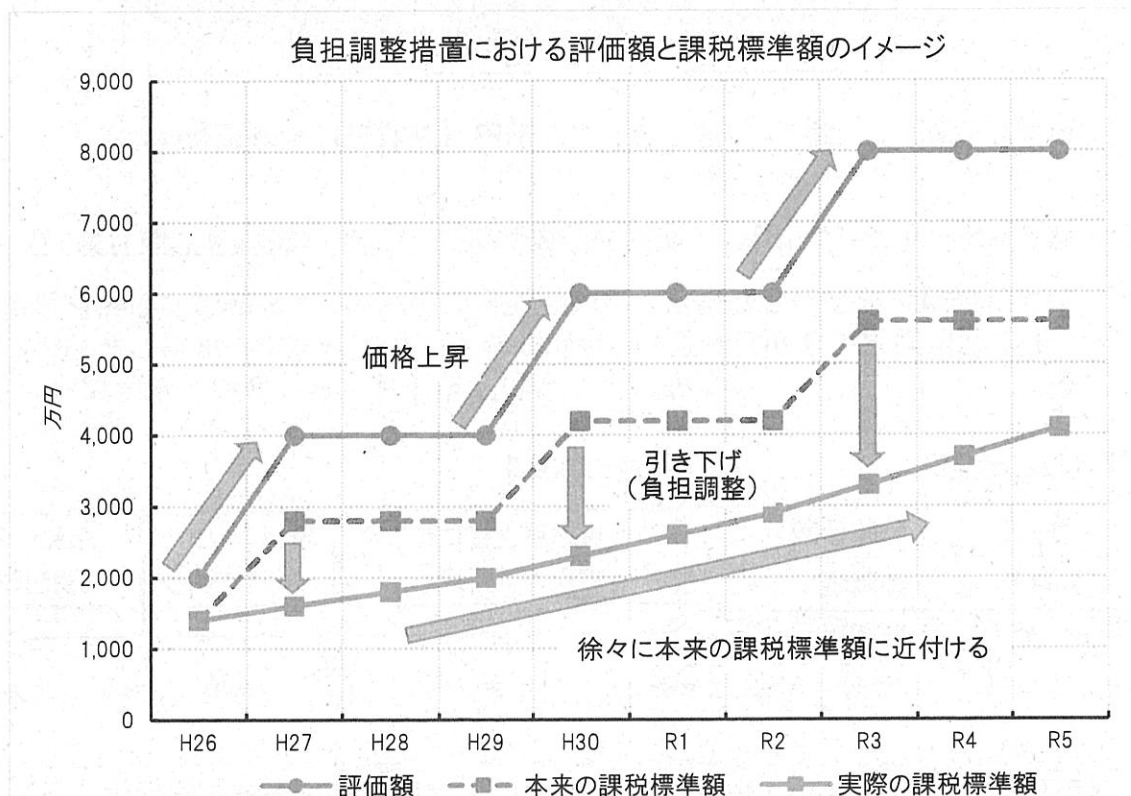
(市税条例附則第9条の2、第10条、第11条、第13条、都市計画税条例附則第5項～第10項)

地方税法の一部改正に伴い、据置年度における土地の評価額の下落修正ができる特例措置及び現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されることとなったため、同様の措置を講ずるもの。(施行日：令和3年4月1日 令和3年度課税より適用)

【下落修正措置の内容】



【負担調整措置の内容】

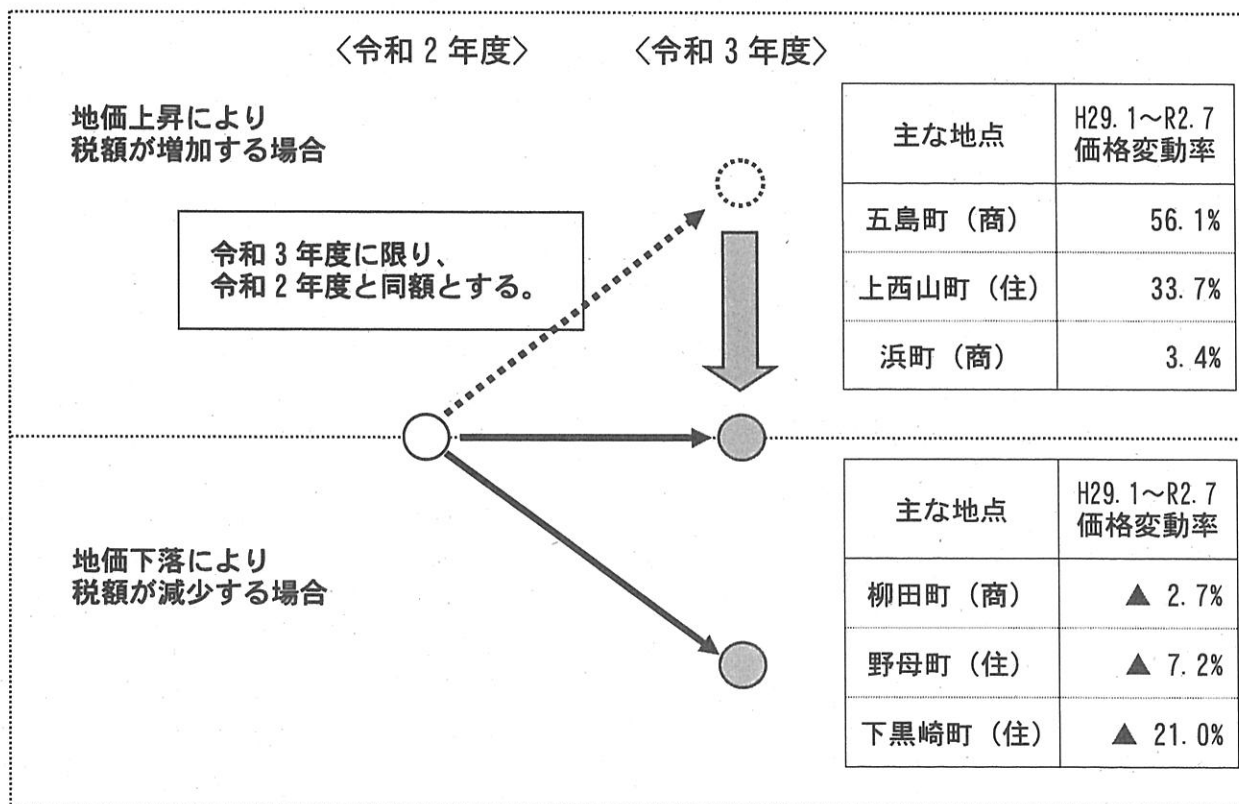


(4) 固定資産税及び都市計画税の令和3年度における税額据置の特別措置

(市税条例附則第10条、第11条、第13条、都市計画税条例附則第5項～第10項)

納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、税額が増加する土地の令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする特別措置を講ずるもの。

(施行日：令和3年4月1日 令和3年度課税より適用)



※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。

【影響見込額】 令和3年度 ▲391,382千円

2 グリーン社会の実現に伴うもの

(1) 軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し

（市税条例第 53 条の 5、市税条例附則第 13 条の 2、附則第 13 条の 2 の 2）

燃費性能に優れた軽自動車の普及を促進するため、税率適用区分対象車の割合を現行と同水準としつつ、燃費性能に関する要件を見直す。（※1 太枠内）

（施行日：令和 3 年 4 月 1 日 令和 3 年度課税より適用）

| 対 象 車 両 | | | | 税 率 | | |
|-------------------|--|----|------------------------------------|---|------------------------|------|
| 区分 | 排ガス性能 | 種別 | 燃費性能 | | 自家用 | 営業用 |
| | | | 【現行】 | 【改正】（※1） | | |
| 電気自動車 及び 燃料電池自動車 | | | | | 非課税 | 非課税 |
| 天然ガス自動車 | H30 年排出ガス規制適合し、かつ H21 年排出ガス規制に適合し H21 年排出ガス基準 10%以上低減達成 | | | | 非課税 | 非課税 |
| ガソリン車（ハイブリッド車を含む） | H30 年排出ガス規制に適合し、かつ H30 年排出ガス基準 50%以上低減達成、又は H17 年排出ガス規制に適合し、かつ H17 年排出ガス基準 75%以上低減達成 | 乗用 | R2 燃費基準 110%以上、又は H22 燃費基準 165%以上 | R12 以降の各年度燃費基準 75%以上、かつ R2 以降の各年度燃費基準以上 | 非課税 | 非課税 |
| | | | R2 燃費基準以上、又は H22 燃費基準 150%以上 | R12 以降の各年度燃費基準 60%以上、かつ R2 以降の各年度燃費基準以上 | 非課税 | 0.5% |
| | | | H27 燃費基準 110%以上、又は H22 燃費基準 138%以上 | R12 以降の各年度燃費基準 55%以上 | 1.0% | 1.0% |
| | | 貨物 | H27 燃費基準 120%以上、又は H22 燃費基準 150%以上 | H27 以降の各年度燃費基準 125%以上 | 非課税 | 非課税 |
| | | | H27 燃費基準 115%以上、又は H22 燃費基準 144%以上 | H27 以降の各年度燃費基準 120%以上 | 1.0% | 0.5% |
| | | | H27 燃費基準 110%以上、又は H22 燃費基準 138%以上 | H27 以降の各年度燃費基準 115%以上 | 2.0% | 1.0% |
| 上記の燃費基準等を満たさない車 | | | | | 2.0% 〔乗用のみ 1.0%〕 | 2.0% |

【影響見込額】 令和 3 年度 影響なし

(2) 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の見直し(市税条例附則第14条、第15条)

燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る)の普及を促進するため、グリーン化特例(軽課)について見直し、適用期限を2年間延長し、令和5年度までとする。

(施行日:令和3年4月1日 令和4年度課税より適用)

| 適用区分 車種 | | 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 | グリーン化特例(軽課) | | | | | | | | |
|----------------|----|--------------------------|-------------------|----------------|------------------------|--------------------------------|----------------------|--------------------------------|---------------|--|--|
| | | | 電気自動車・天然ガス自動車(※2) | | ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車(※3) | | | | | | |
| | | | 【現行】 | 【改正】 | 【現行】 | 【改正】 | 【現行】 | 【改正】 | | | |
| | | | <乗用> 燃費基準なし | <乗用> 燃費基準なし | <乗用> R2燃費基準130%以上 | <乗用> R12燃費基準90%以上かつR2燃費基準以上 | <乗用> R2燃費基準110%以上 | <乗用> R12燃費基準70%以上かつR2燃費基準以上 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 標準税率 | 75%軽減 | 75%軽減 | 50%軽減 | 50%軽減 | 25%軽減 | 25%軽減 | | | |
| 軽三輪 | | 3,900円 | 1,000円 | | 2,000円 | | 3,000円 | | | | |
| 軽四輪 | 貨物 | 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,900円 | | 2,900円 | | | |
| | | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,500円 | | 3,800円 | | | |
| | 乗用 | 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,500円 | 3,500円 | 5,200円 | 5,200円 | | |
| | | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | (※4) 2,700円 | 5,400円 | | 8,100円 | | | |

※太枠が今改正より令和5年度まで延長される特例税率

(※2)天然ガス自動車の排ガス要件 H30年排出ガス規制適合、かつH21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準10%以上低減達成

(※3)ガソリン車等の排ガス要件 H30年排出ガス規制に適合し、かつH30年排出ガス基準50%以上低減達成、又はH17年排出ガス規制に適合し、かつH17年排出ガス基準75%以上低減達成

(※4)令和元年6月議会にて改正済み

【影響見込額】 令和4年度 ▲3千円

3 デジタル社会の実現に伴うもの

個人住民税関係における源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等
(市税条例第 25 条の 3 の 2、3 の 3、第 31 条の 8、第 31 条の 9)

「扶養親族申告書」「退職所得申告書」については電子提出をする場合、納税地の所轄税務署長の承認を不要とする。

(施行日：令和 3 年 4 月 1 日 令和 3 年度課税より適用)

4 その他所要の整備

法附則第 15 条の条項整備に伴うもの

(市税条例附則第 8 条の 2、都市計画税条例附則第 2 項、第 3 項)

今後議案提出予定分

1 デジタル社会の実現に伴うもの

個人住民税における特別徴収税額通知の電子化（市税条例第 28 条の 3）

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、eLTAX 及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付する。（施行日：令和 6 年 1 月 1 日）

2 その他

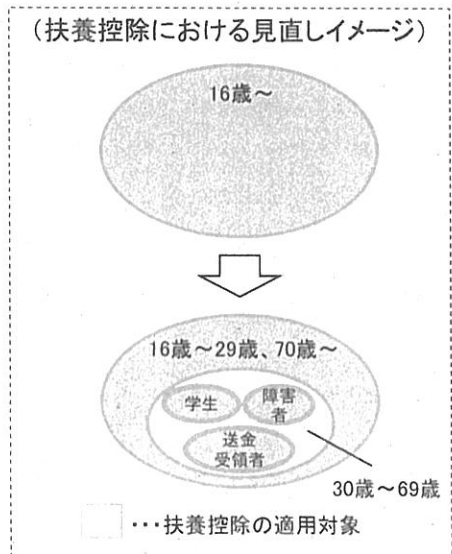
(1) 個人住民税関係の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直し （市税条例第 14 条、第 22 条、第 25 条の 3 の 3、市税条例附則第 5 条）

「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和 2 年度改正）ことに伴い、均等割・所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。（施行日：令和 6 年 1 月 1 日）

【扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し
（令和 2 年度改正）】

30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族は、次の者を除き、扶養控除の適用対象外とする。

- ・ 留学ビザのコピーを提出した者
- ・ 障害者控除を受けている者
- ・ 送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認できる者



(2) 個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直し（市税条例附則第 6 条の 2）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化した上で、適用期間を 5 年間延長し、令和 8 年 12 月 31 日までとする。

ア 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチ OTC 医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

イ スイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3 薬程度）を対象に加える。

（施行日：令和 4 年 1 月 1 日）

条例改正を必要としない改正分

1 個人住民税関係における退職所得課税の適正化

勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について、1/2 課税を適用しない。

(施行日：令和 4 年 1 月 1 日)

2 個人住民税関係における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

申告手続きの観点から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加する。

(施行日：令和 4 年 1 月 1 日)